

[事案 2022-82] 長寿祝金支払請求

・令和5年5月17日 和解成立

※本事案の申立人は、契約者・被保険者の相続人である。

<事案の概要>

手書きのメモに記載された金額どおりの長寿祝金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年8月に契約した終身保険について、契約者の死後に発見された手書きのメモには、本契約の長寿祝金の支払いについて記載があったが、金額は今後変動することがある等の受取条件の記載がないため、記載されている金額どおりの長寿祝金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款上、長寿祝金の支払いは約束されたものではない。
- (2) メモは作成日や作成者が明らかではなく、その作成経緯も不明である。
- (3) メモには、設計書に書かれた項目がそのまま記載されており、設計書での説明内容を再度説明するためのものであると思われ、契約の際、メモを用いて、長寿祝金の記載額が確定的に支払われるかのような説明がなされたとは考えにくい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社の用紙にメモが書かれていることから、保険会社職員の誰かが書いたものであるということは推認できる。
- (2) 保険会社は、保険内容の説明にあたっては、無用な誤解を避けるため、会社所定の資料にて説明することとしているところ、メモの存在により申立人に疑問を生じさせ、本件紛争が生じる原因になった。